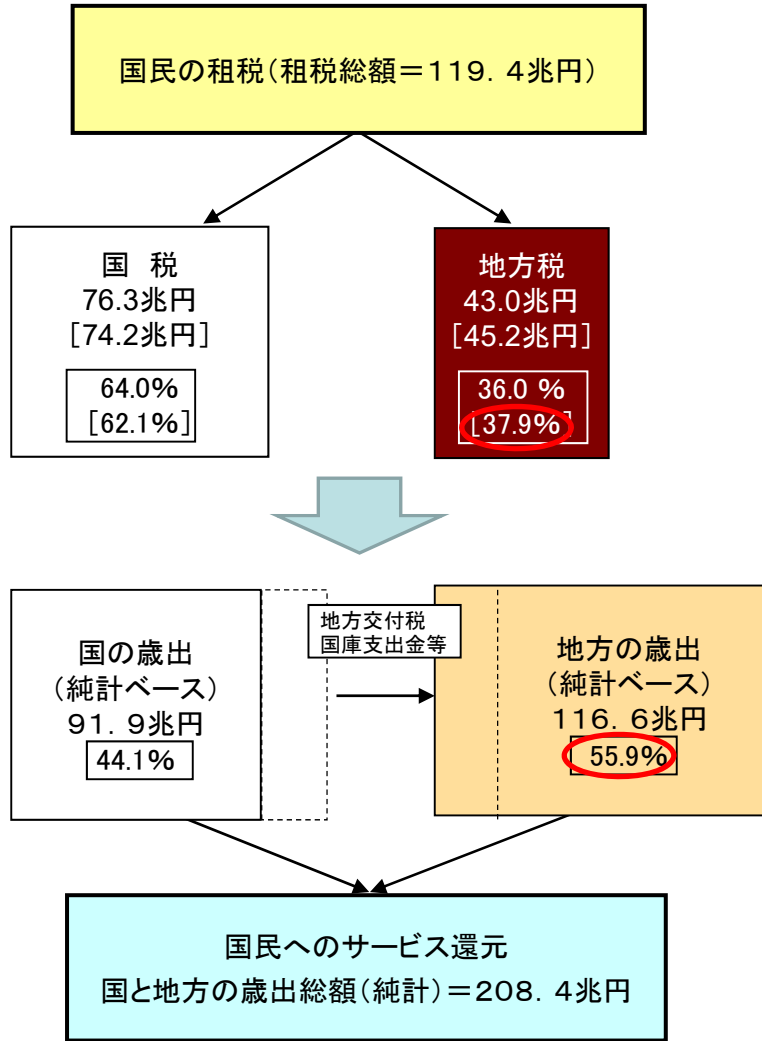
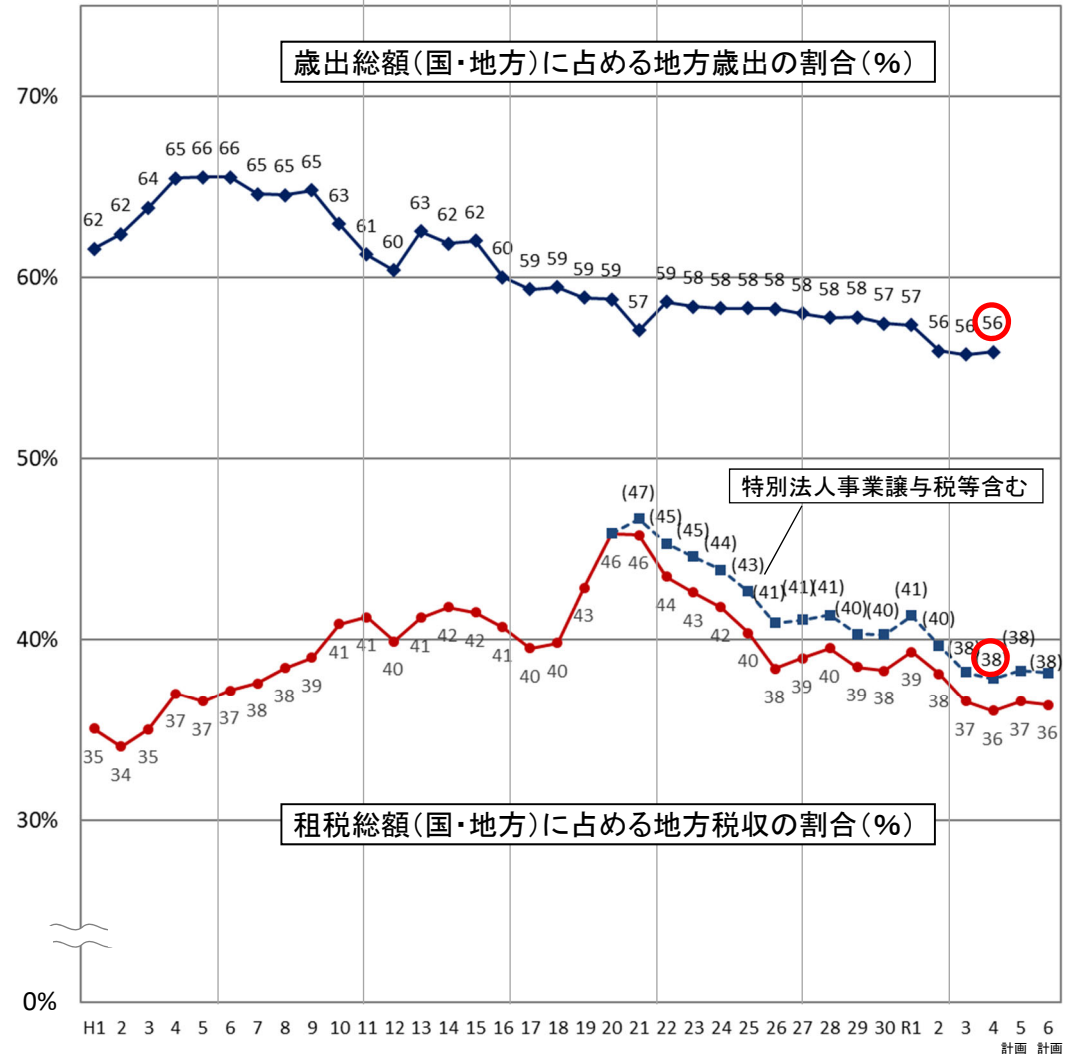


国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出(令和4年度決算)



◎地方の税源・歳出配分の推移



(注) 精査中であり、数値が異動することがある。

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注) 国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を含まない。
[]内は、国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業譲与税を含めた金額。

(注) 令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は地方財政計画額である。